

信託銀行における独禁法・議決権保有規制について

1 信託とは

信託とは、ある者(委託者)が受託者(信託銀行等)に財産権(信託財産)を移転し、その財産を一定の目的(信託目的)に沿って、自己もしくは他人(受益者)のために管理処分させる関係。

<特徴>

- ① 受託者(信託銀行)が財産権(信託財産)の名義者となる
- ② 受託者の権限は自己の利益のために与えられたものではなく、他人(受益者)のために一定の目的(信託目的)に従って行使されなければならない。
- ③ 信託財産は受託者(信託銀行)の固有財産(銀行勘定)とは別個独立のものとして取り扱われる。

1-1 信託銀行とは

銀行(自己)勘定	信託(他人)勘定	
	議決権行使権限 あり	議決権行使権限 なし
銀行業務	信託銀行の運用商品 顧客(受益者)のために、 運用・議決権行使を行う	他者運用商品の管理の器 投資信託委託会社 投資一任業者 等の 指示に従い事務処理を行う

1-2 信託銀行(受託者)の義務

1. 分別管理義務
 - ① 信託財産を受託者(信託銀行)の固有財産(銀行勘定)から分離すること
 - ② 信託財産を他の信託財産から分離すること
2. 忠実義務 **受託者(信託銀行)は専ら信託財産(受益者)の利益のために行動すべき**
 - ① 受益者(信託財産)の利益と受託者(信託銀行)の利益とが衝突するような地位に身を置いてはならない
 - ② 信託事務の処理に際して自ら利益を得てはならない
 - ③ 信託事務の処理に際して第三者の利益を図ってはならない
3. 善管注意義務 **受託者は信頼を受けて信託目的を実現するために他人の財産を管理する**
 - ① 信託事務処理に際しては、「自己の財産に対するのと同一の注意」(民法659条)では足りず、「善良な管理者の注意」(民法644条)が求められる。

信託の受託者(信託銀行)には、受益者の利益を守るために、業者規制法(信託業法・兼営法)のみならず、私法(信託法)においても、厳しい義務が課されている。

信託銀行は、信託の受託者として、専ら受益者のために投資収益の増大を図ることを目的として、信託財産の議決権行使を行っている。

なお、信託銀行は、信託財産における議決権の行使に関して、以下の内容を公表している。

- ① 議決権行使の考え方(ガイドライン)
- ② 議決権行使結果

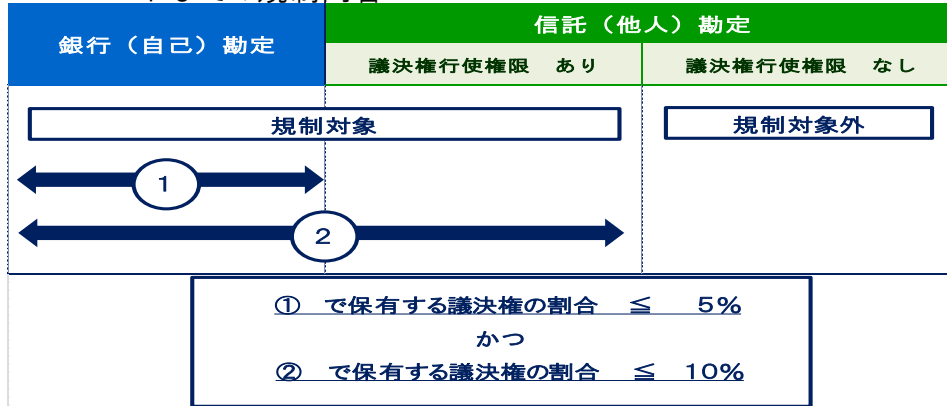
2 独禁法の規制の趣旨

独禁法(11条)が、銀行等による株式取得・所有制限を定める理由は、

“金融会社が事業会社の一定数以上の株式を取得し、これによりその**事業会社を支配するようになることを防止することにある**”

～コンメンタール独占禁止法 動草書房～

2-1 これまでの規制内容



2-2 今回の改正案

